



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置（行政代執行）を行います。

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に対して、第 14 条第 9 項の規定による行政代執行を行うこととなりました。

1. 執行開始日時

令和元年 7 月 17 日（水曜日）午前 9 時

2. 建物の所在地

香取市野田 1331 番地 6

3. 建物の用途・構造

居宅（木造平屋建）

作業場（木造 2 階建）

※写真参照

4. 執行内容

- ・落下、飛散のおそれのある部材は、撤去します。
- ・未施錠箇所は施錠し、ガラス破損等の開口部は塞ぎます。
- ・敷地内に散乱している動産は、建物内に移動します。
- ・敷地内の草を刈り、越境している樹枝は剪定または伐採します。

5. 事務手続きの経過

- ・命令 平成 30 年 7 月 12 日（措置期限：平成 30 年 10 月 15 日）
- ・戒告 平成 30 年 12 月 18 日（措置期限：平成 31 年 3 月 18 日）

6. その他

- ・措置費用はいったん市が負担し、行政代執行終了後、所有者に請求します。
- ・執行開始日時までに所有者が改善措置を始めた場合は、執行を延期もしくは中止することがあります。

○居宅



○作業場



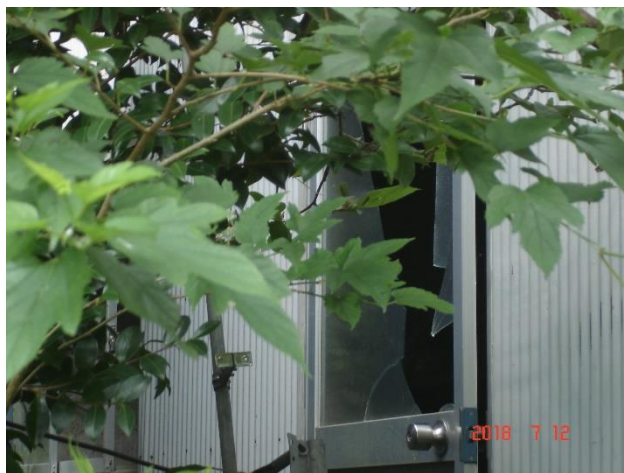
○道路に越境した樹枝



○散乱しているゴミ



○破損したガラス



問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課

住宅・街なみ班

担当 木内・佐藤・大竹

電話 0478 - 50 - 1214